

令和7年度 那珂湊中学区市政懇談会

日時：令和7年7月13日（日） 13：30～15：00

場所：那珂湊コミュニティセンター

【事前質問】	1
1 高潮，高波による那珂川沿いの住宅，道路への被害回避のための恒久対策について（龍之口町自治会）	1
（河川課回答）	1
2 湊公園ふれあい館の避難所としてのトイレ問題について（龍之口町自治会）	1
（生活安全課回答）	1
3 部田野(831番地)交差点の信号機の設置について（部田野小谷金自治会）	1
（生活安全課回答）	2
4 十三奉行セブンイレブン交差点の信号機の設置について（部田野小谷金自治会）	2
（生活安全課回答）	2
【懇談内容】	3
1 那珂川の治水対策について（龍之口町自治会）	3
（建設部長回答）	3
2 避難所におけるトイレ問題について（龍之口町自治会）	3
（市民生活部長回答）	3
（再質問）	4
（市民生活部長回答）	4
3 避難道路の舗装の進捗状況について（湊泉町自治会）	5
（建設部長回答）	5
4 ひたちなか市のこども計画について（神敷台自治会）	5
（子ども部長回答）	5
5 こども計画の具体的な支援内容について（個人参加）	6
（子ども部長回答）	6
6 名平洞公園の管理について（個人参加）	6
7 部活動の地域移行の進捗状況について（七丁目自治会）	6
（教育長回答）	6
8 部活動の地域移行について（龍之口町自治会）	7
（教育長回答）	7
（再質問）	7
（教育長回答）	7
9 部活動の地域移行における受け入れについて（個人参加）	8

10 地域移行に対応できない部活動について（田中町自治会）	8
（教育長回答）	8

【事前質問】

1 高潮、高波による那珂川沿いの住宅、道路への被害回避のための恒久対策について（龍之口町自治会）

異常気象による高潮、高波の越波により、那珂川沿線の住宅への浸水被害や道路冠水が懸念されるため、海門町地内の現在アクリル板が設置されている箇所の恒久的な対策を要望する。

（河川課回答）

龍之口については、令和8年度事業完了を目標にしている那珂川緊急治水対策プロジェクトにおいて、「河口部対策の検討」を実施する区間として位置づけられており、現在今後の対策等について検討を行っている状況です。

さらに、当該箇所は、令和2年9月に策定した那珂川水系河川整備計画においても、「堤防の整備に係る場所」として位置づけられておりますので、検討結果を基に、那珂川全体の河川の整備状況等を勘案しつつ、検討を進めていくと伺っております。

ひたちなか市におきましても、関係機関へ、アクリル板が解消される恒久的な築堤促進の要望活動を引き続き行ってまいります。

2 湊公園ふれあい館の避難所としてのトイレ問題について（龍之口町自治会）

湊公園ふれあい館は指定避難所となっているが、東日本大震災の際にはトイレの数が不足していた。湊公園の公衆トイレを含めても数は足りていないので、公衆トイレの脇などに災害時の非常用トイレが設置できるように整備してほしい。

（生活安全課回答）

災害時のトイレにつきましては、避難施設における既設トイレのみでは数が不足することを前提に、東日本大震災以降、本市では断水時にも備えた資機材として、簡易トイレや災害用トイレキットのほか、プライバシーを確保するための簡易テントを備蓄しております。また、対応が長期にわたる大規模災害時等には、レンタル業を営む災害時応援協定の締結事業者から仮設トイレを手配するなどして、対応することとしております。

ご要望の災害時の非常用トイレについては、その際の被災状況に応じながら臨機応変に対応してまいります。

3 部田野（831番地）交差点の信号機の設置について（部田野小谷金自治会）

本交差点は現在、一灯式点滅信号機であるが、通勤時間帯だけでも、定周期式、感应式、時差式への変更できる信号機の設置を要望する。信号機の設置が困難であれば、全方向カーブミラーを設置願いたい。

（生活安全課回答）

市では、当該箇所において、これまで、路面標示やカーブミラーの設置など様々な対策を講じてきたところであります。直近では、令和5年度にひたちなか警察署主催による合同点検があり、車で走行時の視界範囲の確認やカーブミラーの見え方の確認、交通量調査、信号機の変更の検討などを行ったところです。

今般要望のありました、信号機の改良につきまして、警察の所管であることから、市で現地確認を行い、ひたちなか警察署に要望いたしました。

ひたちなか警察署の回答によりますと、「現地調査を実施したところ、通勤時間帯の車両の通過交通は非常に多い状況であると確認したものの、三灯式信号機については、信号機の設置基準に照らし、信号機の設置基準を満たしていないことから、設置は困難である。なお、今後、道路改良等により、信号機の設置基準を満たし、総合的に設置の必要性を認めた際は、設置を検討する」とのことでした。

また、全方向カーブミラーの設置要望につきましては、市で再度、現地を調査し、カーブミラーの設置基準を満たしているか検討をいたしました。その結果、見通しの悪い方向にはすでに設置済みであり、新たに設置すべき箇所はないことを確認したところです。

市としましても、引き続き、この場所の交通状況について注視してまいります。

4 十三奉行セブンイレブン交差点の信号機の設置について（部田野小谷金自治会）

本交差点は、平磯方面からの直進してくる車両も多く、中根方面からの部田野方面への右折が困難である。右折信号機もしくは時差式信号機への変更を要望する。

（生活安全課回答）

当該箇所においては、令和5年12月に常陸那珂工業団地方面から中根方面への右折信号が設置された場所であります。今般要望のありました、別方向の信号機改良につきましては、警察の所管であることから、市で現地確認を行い、ひたちなか警察署に要望いたしました。

ひたちなか警察署の回答によりますと、「現場調査を実施したところ、要望内容のとおり、平磯方面からの車両通過交通は多い状況であるが、車両が途切れる場合が多々あり、その都度、中根方面からの右折車両が右折できるため、右折車両が滞留する状況はほとんどなく、交通流は円滑な状況である。また、部田野方面から進行する車両が多いため、秒数変更等の改良を行うと更なる渋滞となることが予想されることから、現時点では、現在の運用が望ましく、今後、交通流の変化により信号機改良の必要性を認めた際は、その都度、信号機の改良を検討していく」とのことでした。

市としましても、引き続き、交通状況や交通流の変化などを注視してまいります。

【懇談内容】

1 那珂川の治水対策について（龍之口町自治会）

事前質問1に関連しまして、現在行われているのは、高潮、高波対策ではなく治水対策で、対策自体が異なると思いますがいかがですか。

（建設部長回答）

現在、国土交通省が整備しております、那珂川の緊急治水対策プロジェクトでございますが、これは令和8年度までの緊急プロジェクトとして整備をしております。河川堤防の高さを確保するということで、緊急治水対策プロジェクトを積極的に推進しているところでございます。現状では全体の4,300mのうち、令和6年度末でようやく全体の約55%である2,360mが完了いたしました。残りの区間につきましても、国と連携を図りながら、治水対策に積極的に進めて参りたいと考えております。

事前質問にもありましたように、那珂川沿いに高潮、高波対策のため、現状ではアクリル版が設置しておりますが、恒久的な対策ではないだろうということでのご要望だと思います。

以前からそういった声がありましたので、国土交通省に、地元からこういう要望が出ますということは申し上げて参りましたが、国としては、河川事業はかなり事業費のかかる事業で、その河川堤防に関する工事と高波、高潮の工事を、全て同時に事業をやっていくというのは難しいため、順次整備をしていくということでございますので、ご理解賜りたいと思います。

2 避難所におけるトイレ問題について（龍之口町自治会）

事前質問の2に関連しまして、最近災害が多く避難所となったところは、トイレ問題が起こっています。女性はトイレが行けないと水を飲まなくなります。これは体にすごい影響を与えて、もちろん後々関連死に繋がっていくというようなことが起きます。このような状況にならないように、市として災害対策、防災についてどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

（市民生活部長回答）

防災に対するトイレのお話ですが、まず、トイレの配置数は20人に1台、なおかつ女性用は男性用の3倍としており、女性の割合を多くするというところでございます。お話しいただきましたように、やはりトイレの環境がよろしくないと、水分をとることを控えまして、結果血栓が生じまして関連死などに最悪の場合つながります。これは特に男性よりも女性の方がその傾向が強いということでございます。

また、参考までに申し上げますと、数の基準は、この他寝返りを打ったり、スペースを

保ったり、感染症予防のためにこれまでの基準を改めまして、お1人当たり畳二畳分のスペースが望ましいなどとされたところでございます。

そのため、30年前の阪神・淡路大震災と昨年の能登半島の地震を避難所で様子を比較しました資料を見ましたらば、発災直後は、やはり避難所の地べたに座ったりするような状況は変わらなかったんですが、阪神・淡路大震災の時はひと月経っても、やはり通路にも人が増えている状況でした。しかし、昨今の避難所運営にあたっては、能登半島においては、ダンボールで仕切られた簡易ハウスが整然と設置されて、プライバシーなどが確保されるような状況が最近は見られております。

こういったことを踏まえまして、ひたちなか市では備蓄品を充実させる方向で考えてございます。国も備蓄品の整備にあたっては、トイレ、あと食べ物いわゆるキッチン関係、段ボールベッドなど、避難所においてもそれぞれの快適な質が保てるような、備蓄品の整備を進めているところであります。またトイレに関しまして、ひたちなか市の状況を申し上げますと、災害用トイレキットは、集中備蓄、防災拠点倉庫とそれぞれ各避難所に分散備蓄合わせまして、全部で2万7,600セットを持っております。

これは断水時に備えた便を入れる袋と脱臭剤が、セットになったトイレキットでございます。これが公共施設のトイレが破損して使えなくなった場合に、それをセットすることによって、トイレの機能が維持できるというセットでございます。

この他に簡易トイレとしまして合計238台、これを先ほどの災害用トイレキットをセットすることによって、トイレの機能が保てるようなフレームとなっております。また簡易トイレを使用する場合に、やはり高齢の方や少し不自由な方が快適に使えるように、トイレフレームも20個を備蓄しているような状況でございます。

やはりこれまでの全国的な災害の状況を見ますと、トイレの問題というのは、誰にとっても切実な問題でございまして、ひたちなか市においても様々な種類の備品が必要でございますが、ご指摘いただきましたトイレの環境についても、非常に大切なテーマになると思いますので、そういった点も視野に入れながら備蓄品の整備に努めて参りたいと思います。

(再質問)

この2万7,600セットは何人分、何日分と考えて設置されていますか。

(市民生活部長回答)

大変恐縮ですが充足率ということで、手元の資料の方には用意してございませんので、この後終わりましたら、個別にお話させていただければと存じます。よろしく申し上げます。

3 避難道路の舗装の進捗状況について（湊泉町自治会）

昨年、泉町八幡集会所に向かう避難道路の舗装要望をしましたが、地域住民に説明するために現在の進捗状況を伺いたい。

（建設部長回答）

昨年、回答申し上げました狹隘道路の舗装についてですが、先ほどおっしゃっていたように、大雨時の排水問題と道路よりも低い宅地に湧水が流れてしまうこともあるということで、そういった道路排水の処理問題、さらに狹隘道路で、工事車両がなかなか通行できないというところで、どのように工事していくかを検討して参りますというお答えでしたが、具体的にいつ工事に入るといふところまでは、まだ煮詰まっておりません。

本日、担当課である道路建設課の職員も来ておりますので、会議終了後に、もう少し詳しくお話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

4 ひたちなか市のこども計画について（神敷台自治会）

ひたちなか市のこども計画についてお伺いします。

令和5年12月にこども家庭庁から、こどもの居場所づくりに関する指針が出ております。その中で、学校や児童館、公民館など既存の地域資源を柔軟に活用することや居場所に関する情報をまとめ、可視化し、こども・若者自身が見つけられ、選びやすくする。などが示されております。こども・若者の居場所があるということで、まちの活性化に繋がるというような、論文も見たこともございます。

市として今後、具体的にどのような計画を立て、実施に移していくのか、お考えをお聞きしたいと思います。

（子ども部長回答）

こども計画ということでございますが、こども家庭庁が進めます、こどもまんなか社会の実現ということが大きな目標ということでございます。

中学生の居場所づくりということでございますけれども、私ども市として現在、その那珂湊の町中に児童館がございます。この児童館はご承知の通り、もう建てて50年という施設でございますので、この児童館をどのようにしていくのか。このまま活用するのか、或いはどこか適切な移転先を見つけるのか、そして児童館にどのような機能を持たせていくのか、そういったことについて検討、取り組みを進めているところでございます。現在の検討状況でございますが、その移転もかなり濃厚な検討しておりまして、移転先としていくつか候補が挙がっているところでございます。

ご質問の中にもございましたように、この児童館での中学生の居場所をとということ、もっとわかりやすくなるような、例えば、市のホームページや市報で広報を重ねるということにも取り組んでいかなければならないなというふうに考えてございます。

5 こども計画の具体的な支援内容について（個人参加）

ひたちなか市こども計画の6ページにおいて、「放課後児童対策パッケージに基づく計画」という記載がありますが、これは児童だけではなく、ここは生徒も含まれるのでしょうか、また、59ページにおいて、「こどもが安心して過ごせる居場所を提供します」という記載がありますが、こちらは中学生が含まれるのかも伺います。

また同じ箇所にも、「地域や市民団体が行うこどもの居場所づくり活動を支援します」という記載がありますが、この具体的な支援内容についても伺います。

（子ども部長回答）

ご質問の中でもいただきましたように、このこども計画は、大人になるまでの方ということでございますので、当然に児童・生徒まで含むというふうにご理解をいただきたいと思います。

支援の内容はいかがかということでございますけれども、子育て支援センター、その他いろんな支援がございますが、子供の居場所等の支援の内容につきまして、詳しく後程ご説明させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

6 名平洞公園の管理について（個人参加）

昨年質問をした名平洞の通称赤い橋を立派に赤く染めていただき、市民の一人として感謝します。これからも由緒ある名平洞公園を綺麗にさせていただきたいと思います。

7 部活動の地域移行の進捗状況について（七町目自治会）

先ほど市長から説明がありましたが、部活動の地域移行の進捗状況などを詳しくお聞かせいただければと思います。

（教育長回答）

昨年度もおそらく部活動の地域移行の話題については、ご質問を頂戴したかなと思いますが、先ほど市長から説明がありました内容を、もう少し詳しく説明させていただきたいと思います。

現在は、市内の中学生を受け入れてくださりそうな少年団を中心とした団体さんとのヒアリングを一通り終えたところでございます。市内中学校にはスポーツ系11種目と文化系が2種目、合計13種目の部活動があります。その中でも、例えば、那珂湊中学校の男子バレー部は無くなっており、部活動が縮小傾向にあって、全体的にまとめていくしかないことが、この地域移行の1つのきっかけであったわけです。

その13種目の中で軟式野球、ソフトボール、ソフトテニス、バレーボール、柔道そして吹奏楽の6つの種目については、現在すでに始まっていた競技でございます。ソフトテニス、陸上や吹奏楽は、まだ1団体ぐらいしかありません。この3つ種目につい

ては、もう少し受け入れてくれる団体さんが増えていただければありがたいと思っているところでございます。

最終的には、10月あたりからもう少し増えてスタートができて、1月頃から3月までは、実際に2週間に1回ぐらいずつ、学校の休日の部活動は休みという試行期間を設けていきたいです。きちんとスタートするのは、令和8年4月からで、このような流れで進められればと考えております。

ぜひ有益な情報がありましたら、お寄せいただければありがたいと思います。

8 部活動の地域移行について（龍之口町自治会）

部活動の地域移行は完全に地域に移行しなければならないのか。子供たちの利益のためには、今までとおり学校でやって、人手が足りない場合は地域に頼むってことが、一番子供たちのためには良いのではないか。国の方針とは異なるように思えるが、そのあたりを伺いたい。

（教育長回答）

国の指針はスポーツ庁と文化庁があわせて、地域移行のガイドラインを出しております。その方針に我々特段逆らってるわけではないと思います。

もう1つの背景には、教員の働き方改革ということが実は目的としてあります。時間外労働をするいわゆる過労死ラインと言われてるのが、月あたり80時間越えですが、それはもう危ないです。45時間を1つの目安にして、それ以内で抑えましょうというのが国の指針です。月あたり45時間以内に抑えようとすると、休日の部活動時間は勤務時間のカウントの中に入ってしまう。この流れに沿っております。

付け加えますと、6月11日に、給特法等の改正案が参議院本会議において可決され、成立しました。今度は教員の教職調整額が4%から10%に上がりますが、その代わりに先ほど月当たり45時間と申しましたけれども、最終的には30時間に減らすことが目標です。いわゆる民間だと残業手当が出ますが、教員は出ないという事が片方にあります。これは文科省だけではなく、財務省と政府の流れでもございますので、その流れを合わせて考えますと、教員は授業と困難を抱えた生徒さんの相談に乗る事、この2つの本分にきちんと専念しろというのが国の流れでございます。

（再質問）

働き方改革でこのような流れになってますが、部活動の指導をしたくて学校の先生になってる方もいらっしゃるぐらいなんで、部活動も先生の仕事の1つと思います。

（教育長回答）

部活動については、実は教育課程という文部科学省が定めている学習指導要領の中で、

週の時間の中でやらなければならない仕事ではありません。その事がおそらく伝わりきれてないと思いますが、学校教育の一環ではありますが教育課程ではないです。したがって、必ずしも教員が携わる必要のない業務に区分されているところです。

先ほど市長からは、ゆくゆくは全部移行という話がございましたけれども、おそらくこの後は、そのようになっていくのではないかと考えられます。

もちろん部活動の指導を希望している先生方については、兼職兼業の届けを出していただいて、土日休日の指導には当たっていただくことができます。

9 部活動の地域移行における受け入れについて（個人参加）

先ほどの先生の兼職兼業についてですが、その方を受け入れられる地域クラブというのが、あるかどうかは重要だと思います。結局、報酬を支払ったりする場合の財務管理が、きちんとできているクラブってあるのかどうか、そういうところも精査していく必要があるのではないかと考えます。

10 地域移行に対応できない部活動について（田中町自治会）

令和7年度中に対応できるクラブから、休日の部活動を地域クラブで移行ということは分かるのですが、対応できない部活動はどうするのかを伺います。

中学校からは、令和8年度から土日は練習しませんというアナウンスがあり、保護者の中では不安を抱えている人もいらっしゃいます。

また、中学校が体育館などの施設を連携して使えるようにぜひして欲しいと思います。

土日はもう中学校は関係ないとなると、現役の生徒が非常に困るのではないかという感想を持っています。

（教育長回答）

収容しきれなかった場合については、具体的に今申し上げられるほど決まりきってございません。その時は何か考えなければならないと感じているところでございます。

しかし、全国的な例を見ますと活動場所については、学校にも体育施設がそれぞれありますので、休日については、何がしか運営団体を作ってくださいれば、優先的にお貸しできるのではないかと考えております。あとは、指導者は我々の方でも一所懸命探させていただきます。

では、団体はどうなるかということですが、例えば、地域やPTAの中で教えられない方であっても、そういう方々が集まってくださって、団体を作ってくださいれば、そこに場所と指導者がいれば活動は成立するわけです。

よって、先ほど申し上げた陸上とかソフトテニスとか吹奏楽あたりが、親御さん方に協力いただき、団体を作っていただいて、場所を提供させていただくことが、次なる手なのかなと現在のところは考えているところでございます。